

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

H-23012-1  
 令和5年6月6日  
 原子燃料工業株式会社  
 熊取事業所

熊取事業所保安規定変更認可申請（1回目補正） コメント対応整理表（R5/6/6）

○5月29日 審査会合コメント

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料
1	平成30年3月28日付け原規規発第1803284号をもって許可を受けた加工事業変更許可申請書で示したALARAの精神に係る規定については、既に第74条第2項前段で規定されている。今回、保安規定第74条第2項において追加された個別詳細な対応「第1種管理区域内の流し（手洗い、シャワー）及び空調ドレン水タンクには、第27条に定める加工施設で取り扱う核燃料物質等を混入しない措置を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。」の記載は、令和4年7月13日の原子力規制委員会にて報告された「ウラン加工事業者との意見交換会の結果の報告」を踏まえ、保安規定の条文で記載することが適切かどうか検討すること。	<p>保安規定第74条第2項に追加した記載の取扱いを検討するために、令和4年7月13日の原子力規制委員会資料における「審査の考え方」を踏まえて、以下の観点で、施設の操作の説明に係る箇所を中心に、保安規定の条文に規定する内容を確認した。</p> <p>『当該施設が、当該施設により安全機能を担保するものであって、当該施設に関する仕様、性能等の基本方針に対して、保安規定の条文で記載することが適切かどうか。』</p> <p><b>【確認の結果】</b></p> <p>①第74条第2項に規定する管理事項は、放射性液体廃棄物の廃棄施設に求められる内容であり、流し（手洗い、シャワー）及び空調ドレン水タンクに対して直接的に求められるものではない。</p> <p>②第74条第2項以外に規定する管理事項では、上記①と同様の箇所は認められない。</p> <p>以上のことから、第74条第2項に追加した記載は過剰な記載であったため、次回補正申請にて保安規定の条文から削除し、当該記載に係る措置は下部規定にて定めることとする。</p>	—